行令（次項において「新令」という。）第十六条第一項の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）の長が行うこととなる行政事務に係るものは、施行日以後においては、指定都市の長がした処分等の行為又は指定都市の長に対してされた申請等の行為とみなす。

3　この政令の施行前に旧令第十六条第一項の規定により都道府県知事に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないもので、施行日以後新令第十六条第一項の規定により指定都市の長に対して行うべきこととなるものは、施行日以後においては、当該指定都市の長に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなす。

内閣総理大臣　安倍　晋三
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十二月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百七十五号

確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令

内閣は、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第六十七条及び第百六条の規定に基づき、この政令を制定する。

確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「第三項」を「以下この条」に改め、「記載した基本方針」の下に「（以下この条において「基本方針」という。）」を加え、同条第二項中「前項の規定による」を削り、同条第三項中「第一項の規定による」を削り、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3　事業主及び基金は、基本方針を作成しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、加入者の意見を聴かなければならない。

4　事業主及び基金は、基本方針を作成したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該基本方針について、加入者に周知させなければならない。

5　前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第六十五条の十六中「第四十八条まで」の下に「（第四十五条第三項及び第四項を除く。）」を加え、同条の表第四十五条第一項の項中「第三項」を「以下この条」に改め、同表第四十五条第一項の項の次に次のように加える。

第四十五条第五項	前三項	第二項

第六十五条の十六の表第四十五条第三項の項中「第四十五条第三項」を「第四十五条第六項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　次に掲げる事業主（確定給付企業年金法施行令第一条に規定する事業主をいう。以下同じ。）又は基金（同令第五条第二号に規定する基金をいう。以下同じ。）が、平成二十九年一月一日から同年三月三十一日までの間にこの政令による改正後の確定給付企業年金法施行令（以下「新令」という。）第四十五条第一項の基本方針を作成し、又は変更しようとするときは、同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

一　この政令の施行の際現に規約型企業年金（確定給付企業年金法施行令第二十条第一項に規定する規約型企業年金をいい、新令第四十五条第一項の厚生労働省令で定める要件に該当するものを除く。以下同じ。）を実施している事業主

二　この政令の施行前に確定給付企業年金法（以下「法」という。）第三条第一項第一号の規約の承認又は法第六条第一項の規約の変更の承認の申請をし、この政令の施行後にこれらの承認を受けて規約型企業年金を実施する事業主（前号に掲げる事業主を除く。）

三　この政令の施行の際現に存する基金

四　この政令の施行前に法第三条第一項第二号の基金の設立の認可の申請があり、この政令の施行後に当該認可を受けて成立する基金

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

官民データ活用推進戦略会議令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十二月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百七十六号

官民データ活用推進戦略会議令

内閣は、官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（官民データ活用推進戦略会議議員の定数等）

第一条　官民データ活用推進戦略会議議員（以下この条において「議員」という。）のうち、官民データ活用推進基本法第二十五条第二項第三号に掲げる議員の定数は、十人以内とする。

2　前項の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　第一項の議員は、再任されることができる。

4　第一項の議員は、非常勤とする。

（官民データ活用推進戦略会議の運営）

第二条　この政令に定めるもののほか、官民データ活用推進戦略会議の運営に関し必要な事項は、官民データ活用推進戦略会議議長が官民データ活用推進戦略会議に諮って定める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三